

## ～家族会へのご参加ありがとうございました！～

開設後、初めてとなる『家族会』を6月20日(土曜日)に開催致しました。

47名の御家族様のご参加頂きました、急遽、会議室からデイサービスへ場所を移しての開催でしたが、お忙しい中をお集まり頂きまして、誠にありがとうございました！

今後も、毎年6月中旬に定期的開催して参ります。今回の家族会の内容としましては、介護報酬改定及び負担限度額認定証の説明、事業報告・計画について、おやつを試食、質疑応答という内容でした。質疑応答では、色々なご意見、ご指摘を頂きました、これからの入所者様に対する処遇や施設運営に活かして参ります！



途中、職員の声が聴こえ辛い点がございました、大変申し訳ありませんでした。

(生活相談員：後藤)

## ～施設内研修 『一次救命処置(BLS)、AEDについて』～



(写真中央) 講師・白井善太郎先生

今回の施設内研修では、『一次救命処置』をテーマに行いました。当施設の嘱託医である、医療法人正弘会もろおかクリニック/白井善太郎先生に、講師のお願いをして、一次救命処置(BLS・Basic Life Support)である“心臓マッサージ”、“人工呼吸”、“AED(自動体外式除細動器)”について学ばせて頂きました！



研修を終えたばかりのスタッフに感想を聞いてみると、『身体が自然と動くようにイメージトレーニングしていきます！』『酸素ボンベやアンビューバッグ(※)の使い方は勉強になりました！』とのこと。月2回の開催ですが、各回ともに多くの職員が参加しました。新人職員にとっては貴重な経験となり、ベテランのスタッフにとっては手順の再確認が出来たと思います(〇)

(※)患者の口と鼻から、マスクを使って他動的に換気を行うための医療機器

(看護部：蓑原・平川/生活相談員：後藤)



広報紙 月刊シエル

平成 27 年 6 月

平成 27 年 7 月 1 日

社会福祉法人 晃和会



FUKUOKA SMART DRIVER

デイサービスセンター名島

(通所介護事業所)

1日無料体験受付中!



☎ 092-673-1800

(担当：山本・芝崎)

## ～ご存知ですか？介護保険負担割合証！？～

8月より負担限度額認定証の取得条件も変わりますが、同じく8月から一定以上の所得がある方の「利用者負担割合」が**2割**に引き上げられます。

**2割になる方の基準**として、厚生労働省に掲載されている資料によれば…

①1号被保険者のうち、**上位20%に相当する所得基準（合計所得金額160万円以上（単身で年金収入のみの場合、280万円以上））**を有している人。

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が**単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す。**

②2割負担に該当する対象者は、**上記基準以上の所得を有する本人のみ**とする。

同一世帯に他に介護サービスを利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は2割負担の対象にはならない。

③2号被保険者は、上記基準以上の所得を有していても、2割負担の対象にはならない。

との内容でした。**福岡市は7/15に市政だよりに掲載、7/21より送付予定とのことですが**、すでに筑紫野市など近郊の一部市町村では、『介護保険負担割合証』がご自宅に郵送されてきてあるようです！

お手数ですが、請求に関係しますので、ご自宅に郵送されてきましたら、お早めに生活相談員又は、施設ケアマネージャーへご提示を宜しくお願い致しますm(\_)\_m  
(生活相談員：後藤・本城)

▲福岡市の介護保険負担割合証(案)

## 新たな取り組み② ～晃和会軟式野球部～

当施設の各事業所と、協力施設オーベルハイム名島の男性スタッフの有志で、軟式野球部をつくりました♪

体力づくりは勿論ですが、他職種との交流も含め、退勤後に汗をながしています(◡\_◡)

(デイ名島：安部・山本)



## ～持参物(洋服等)についてのおねがい～

改めまして、先日の家族会へのご参加ありがとうございました！家族会でも話がありましたが、各フロアでお名前のない洋服などが多数ございます。

ユニット入口に置いてありますのでご確認と、衣替え等新たに持参される際は、必ず布等に名前を書き、縫い付けをお願い致します。



(介護部主任：長嶺)

(介護部：各フロアリーダー)

## 日本年金機構の個人情報流出を悪用した不審電話等にご注意ください！

報道発表を悪用し、日本年金機構の職員等をかたり、詐欺行為を目的とした不審電話等が発生しています。日本年金機構が電話やメールで市民の方に連絡したり、金銭を求めたりすることは絶対にありませんので、注意してください。なお、不審な電話やメール、訪問があった場合は、日本年金機構の専用電話窓口にご連絡ください(下記参照)。また、全国の年金事務所でも問い合わせに対応しています。

【日本年金機構専用電話窓口】 ●0120-818211 (8時30分～21時まで(平日及び土日))

【警察相談専用電話】 ●#9110 または、最寄りの警察署まで



(生活相談員:後藤)

## ◆7月の理美容スケジュール◆

4丁目:7月9日(木) 3丁目:7月15日(水)

1・2丁目:7月28日(火)

御希望の方は、ユニットスタッフへお声掛けください♪

(介護部：各フロアリーダー)



こんにちは、生活相談員の後藤です。『家族会』にご出席頂き、本当にありがとうございました！きちんと、皆様のご質問に対して、的確にお答え出来ていたか非常に不安ですが(とても緊張していました^^)、頂戴しましたご意見を今後の運営につなげてまいります！7月！山笠も本番です、今年も山のぼせな私は、追い山を見に行くつもりです♪

